

県民税配当割納入申告書の記載についてのお願い

県民税配当割の納入申告については、次の注意事項を参考に納入申告していただきますよう、お願いします。

なお、令和3年10月1日から地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子申告納入が可能となっております。

未導入の特別徴収義務者様におかれましては、積極的なご利用をお願いします。

詳細はeLTAXのホームページをご確認ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>

【納入申告書作成上の注意事項について】

該当する種類をチェックしてください。 一致します。 配当等の支払いをした年月を記載してください。 法人番号(13ケタを忘れずに記入してください)

県民税配当割特別徴収税額計算書 県民税配当割納入申告書

種別
☒ 61 上場株式等の配当等
☐ 52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
☐ 53 特定投資法人の投資口の配当等
☐ 54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
☐ 55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

区分
 課税 11 十億千百万十円 1 0 0 0 0 0 0 5 0 0 0 0
 非課税 12 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 計 13 2 0 0 0 0 0 0 5 0 0 0 0

摘要
 一致します。
 なお、税額は原則「支払額」×5%以下となります。

所在地及び名称 〒000-xxxx
 広島市中区〇〇1-2-3
 〇〇電気株式会社
 (所属) 総務部経理課経理第二係
 (電話) 082-〇〇〇-△△△△

令和 0 7 年 0 4 月分
 令和 7 年 5 月 10 日提出
 法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
 旧法人番号

処理事項
 支払金額 01 十億千百万十円 1 0 0 0 0 0 0
 特別徴収税額 02 5 0 0 0 0 0
 (延滞金) 03
 納入金額合計 04 5 0 0 0 0 0

課税事務所 西部県税事務所
 (取りまとめ店) 広島銀行県庁支店
 (取りまとめ局) 広島貯金事務センター
 上記のとおり配当割の納入について
 申告します。 西部県税事務所と記載してください (県税保管)

受付印

- (注) 1 非課税無効に係る申告については、「摘要」欄に理由(例「マル優無効」「NISA無効」等)を記載してください。
- 2 納入申告書は、配当等の種類ごとに1部ずつ作成してください。
 また、配当等の支払いをした年月(溯って申告する場合は本来の支払実績年月)ごとに1部ずつ作成してください。
- 3 支払金額等に係る金額訂正は無効です。
- 4 電話番号は必ず記載してください。
- 5 旧法人番号欄は、前回納入時と法人番号の変更がある場合のみ記載してください。
- 6 納入申告書への押印は不要となりましたが、「印」が印刷された納入申告書も使用可能です。
 この場合も押印は不要です